

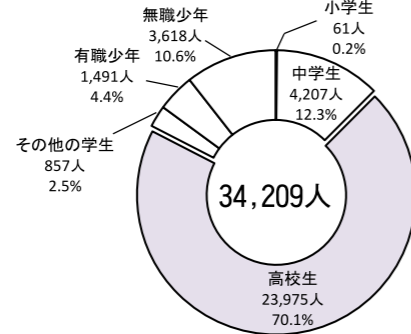
不良行為少年の補導状況

- 行為別では、喫煙と深夜はいかいで補導された少年が全体の97.4%を占めています。
- 学職別では、高校生(70.1%)が最も多く、次いで中学生(12.3%)、無職少年(10.6%)の順となっています。

【行為別の状況】

行為別	人員数
総数	34,209
飲酒	225
喫煙	5,467
粗暴行為	80
深夜はいかい	27,838
怠学	396
不健全性的行為	33
不健全娯楽	96
その他	74

【学職別の状況】



飲酒と喫煙

令和4年4月から民法の成年年齢が18歳に引き下げられましたが、お酒を飲んだりタバコを吸ったりすることができるようになる年齢は、**20歳のまま**です。



大阪府少年サポートセンターの活動

- 大阪府少年サポートセンターでは、「大阪府警察本部」「大阪府」「大阪府教育庁」の三者が連携し、少年非行防止活動のキーステーションとして少年非行防止・健全育成に向けた様々な取組を行っています。

立ち直り支援活動

- **継続した面接指導**
深夜はいかいや喫煙等を繰り返す少年や、警察で検挙・補導された少年たちをさらなる非行に走らせないために、継続した面接による助言・指導を行っています。
- **心理テストに基づくアドバイス**
公認心理師等の資格を有する少年補導職員が、問題行動の原因等を心理テストにより科学的に調査し、その少年の特性に応じた指導を行うとともに、保護者に対しては少年の指導方法について助言を行っています。
- **早い段階での適切な指導**
初めて刑罰法令に触れる行為により補導された14歳未満の小・中学生を対象に、ルールを守ることの大切さを少年自身に気づかせるための面接指導を行っています。
- **体験活動等を通じた立ち直り支援**
大阪府子ども青少年課と連携して、スポーツ活動、農業体験や木工体験等の体験活動、その他清掃活動等の社会奉仕活動等を通じた立ち直り支援を行っています。また、将来に向けた学習支援や就労支援も行っています。

少年相談

少年非行問題や犯罪被害等について、保護者、少年、学校等からの相談を電話や面談により受理し、必要な助言・指導を行っています。

非行防止・被害防止教室

少年たちの規範意識の向上に向けた非行防止教室や、SNS等の利用に起因する犯罪に巻き込まれないための被害防止教室を行っています。

街頭補導活動

繁華街や駅、公園等の少年のたまり場となりやすい場所を重点に巡回し、深夜はいかいや喫煙等の不良行為が少年の補導活動、家出少年や福祉犯被害少年の発見・保護活動を行っています。

各種相談窓口

青少年クリニック		グリーンライン	
(少年の非行の原因究明等に関する相談)		(少年からの相談や家族、地域住民等からの少年非行等に関する相談)	
06-6773-4970(よくなれ)		06-6944-7867(なやむな)	
大阪府少年サポートセンター			
八尾	072-992-3256	難波	06-6211-3400
(東大阪市、八尾市、柏原市)		(大阪市西区、港区、大正区、浪速区、住吉区、西成区、住之江区、中央区の一部(南警察署管内))	
枚方	072-843-2000	梅田	06-6362-2225
(守口市、枚方市、交野市、大東市、寝屋川市、門真市、四條畷市)		(大阪市北区、福島区、此花区、西淀川区、東淀川区、淀川区)	
池田	072-710-3617	中央	06-6772-4000
(豊中市、池田市、箕面市、豊能郡)		(大阪市都島区、中央区の一部(東警察署管内)、旭区、天王寺区、東成区、阿倍野区、城東区、生野区、東住吉区、鶴見区、平野区)	
茨木	072-625-6677	堺	072-274-2355
(吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡)		(堺市、泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡)	
富田林	0721-25-4922	岸和田	072-423-2486
(富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡)		(岸和田市、貝塚市、泉南市、泉佐野市、阪南市、泉南郡)	



おおさかの少年非行

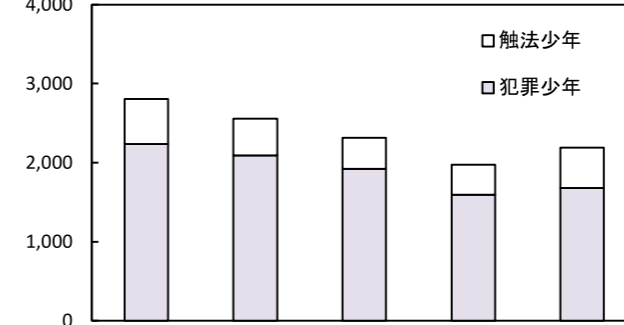
令和4年中
大阪府警察



刑法犯少年の検挙・補導状況

- 刑法犯少年の検挙・補導人員は2,188人で、前年と比べて214人(10.8%)増加しました。

【刑法犯少年の検挙・補導人員の推移】

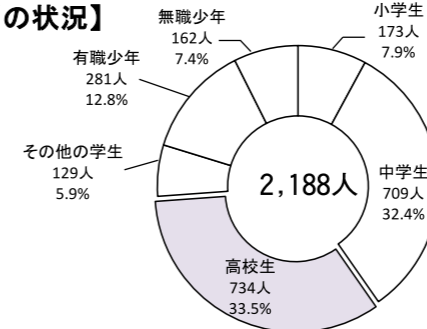


区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
刑法犯少年	2,804	2,556	2,313	1,974	2,188
犯罪少年	2,236	2,089	1,922	1,594	1,677
触法少年	568	467	391	380	511

※ 犯罪少年・・・犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者をいいます。
触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいいます。

- 学職別では高校生(33.5%)が最も多くを占めています。

【学職別の状況】



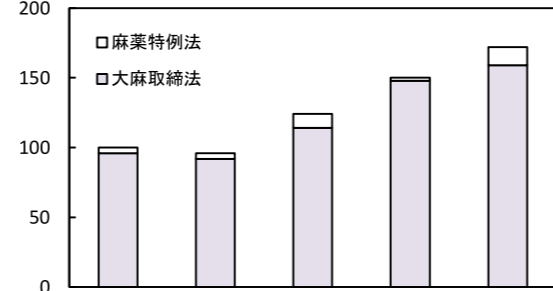
【罪種・手口別の状況】

罪種・手口別	人員数	前年対比
総数	2,188	+214
悪犯	111	+47
殺人	13	+7
強盗	43	+11
路上強盗	27	+8
放火	15	-1
強姦性交等	40	+30
粗暴犯	312	+13
暴行	98	+13
傷害	186	+26
脅迫	10	-2
恐喝	17	-19
その他	1	-5
窃盗犯	1,146	+162
自動車盗	5	+1
オートバイ盗	144	+5
自転車盗	257	+7
ひったくり	34	+15
車上ねらい	20	±0
部品ねらい	43	-33
万引き	445	+129
その他	198	+38
知能犯	52	-17
風俗犯	98	+14
強制わいせつ	69	+14
公然わいせつ	27	±0
その他	2	±0
その他の刑法犯	469	-5
占有離脱物横領	204	+14
その他	265	-19

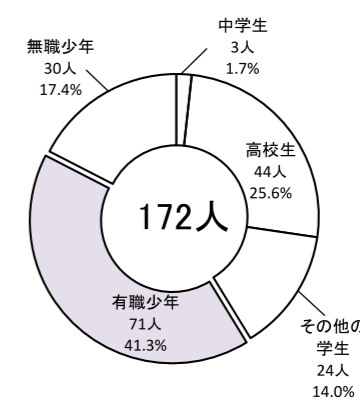
大麻事犯の検挙・補導状況

- 大麻事犯で検挙・補導された少年は172人で、前年と比べて22人(14.7%)増加しました。
- 学職別では、有職少年(41.3%)が最も多く、次いで高校生(25.6%)の順となっています。

【検挙・補導人員の推移】



【学職別の状況】



大麻は、有害な
違法薬物です！

- 誘われた時は、
- ・きっぱりと断る
 - ・その場から離れる
 - ・大人に相談する
- ことが大事！



大阪府警察マスコットキャラクター
フーくん・ケイチちゃん

注：文中や図表中で示す構成比については、四捨五入した関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合があります。

～「大丈夫」ほんとはちがう「助けてよ」～

令和4年度少年非行防止等標語コンクール 大阪府知事賞作品

福祉犯の検挙状況等

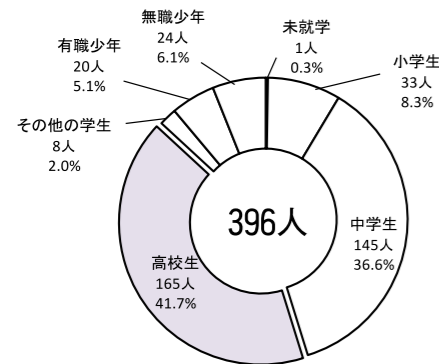
- 福祉犯とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪のことをいいます。
- 福祉犯の検挙人員は436人で、前年と比べて54人(11.0%)減少しました。
- 福祉犯被害少年の学職別では、高校生(41.7%)と中学生(36.6%)で、全体の約8割を占めています。

【福祉犯の検挙状況等】

区分	検挙人員	前年対比	被害少年数
総数	436	-54	396 (274)
二十歳未満飲酒禁止法	16	-6	20 (14)
二十歳未満喫煙禁止法	69	-24	66 (15)
風営適正化法	10	-32	10 (5)
児童福祉法	10	-1	12 (12)
児童買春・児童ポルノ禁止法	217	+19	182 (155)
児童買春	78	+28	55 (53)
児童ポルノ	139	-9	127 (102)
労働基準法	0	-11	0 (0)
大麻取締法	15	-1	24 (0)
青少年保護育成条例	82	+6	76 (67)
その他	17	-4	6 (6)

※ 被害少年数の()は女子を内数で示しています。

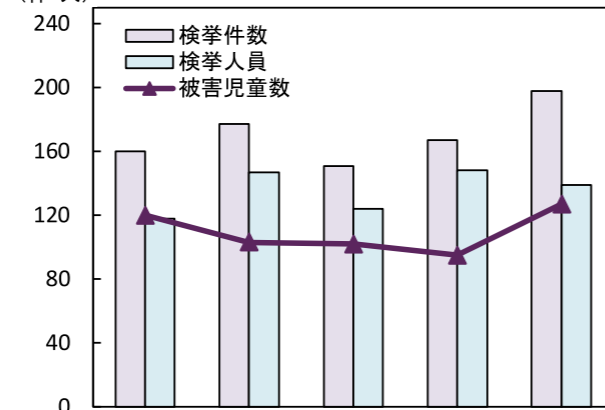
【福祉犯被害少年の学職別の状況】



児童ポルノ事犯の現状

- 児童ポルノ事犯は近年増加傾向にあり、令和4年中の被害児童数は前年と比べて32人(33.7%)増加しました。

【児童ポルノ事犯の検挙状況等の推移】

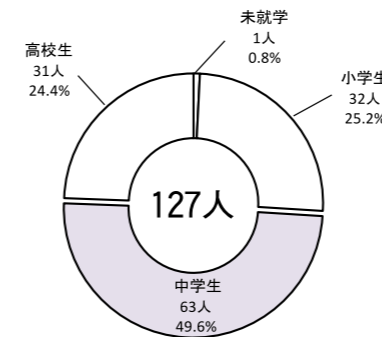


区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
検挙件数	160	177	151	167	198
検挙人員	118	147	124	148	139
被害児童数	120	103	102	95	127

子供への性犯罪は、子供の人権を著しく侵害する極めて悪質な行為です。仮に子供からの同意があったとしても重い刑罰が科されます。児童ポルノは、製造や提供はもちろん所持しているだけでも処罰の対象となります。

児童ポルノ事犯にかかる被害児童の学職別の状況

- 被害児童の学職別では、中学生(49.6%)が最も多く、次いで小学生(25.2%)、高校生(24.4%)の順となっています。



児童ポルノ事犯にかかる「自撮り被害」の現状

「自撮り被害」とは



だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メールやSNS等で送信させられる被害をいいます。



- 児童ポルノ事犯の被害児童のうち、57人(44.9%)が「自撮り被害」に遭っており、うち47人(82.5%)がSNS上で知り合った、面識のない者からの要求により画像を送信させられています。

一度インターネットに出た画像を全て削除・回収することはできません。女の子だけでなく男の子も被害にあっています。仲の良い友達や信頼している相手であっても、裸の写真や下着姿の写真は、絶対に送ってはいけません。

保護者の皆様へ ~インターネットの利用にかかる犯罪被害やトラブルから子供を守るために~

犯罪やトラブルから子供を守るために、「フィルタリング」を上手に活用することが大切です。スマートフォン等の契約時に携帯電話販売店等で子供の年齢や利用目的に合った「フィルタリング」の説明・設定をしましょう。また、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、子供にインターネットの危険性を教えることや、利用目的や利用時間等を子供と一緒に話し合い、「家庭のルール」を作ることも大切です。

以下の点を子供に注意しているか、チェックしてみましょう!

- 《例》
- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する
 - 個人を特定される情報を書き込まない
 - 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない
 - 他人のID・パスワードを勝手に使わない
 - 下着姿や裸の写真は撮らない、撮せない
 - 利用料金や利用時間を決める
 - 困ったことがあれば、必ず保護者にすぐに相談する
 - 「家庭のルール」を守れなかった時のルールを決める



SNSに起因する事犯の被害状況

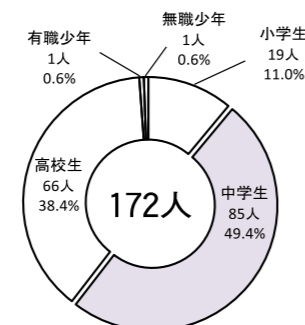
- SNSに起因する事犯とは、SNSやオンラインゲームを通じて面識のない被疑者と知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯のことです。
- 令和4年中の被害児童数は172人で、前年と比べて30人(21.1%)増加しました。

【法令別の状況】

区分	被害児童数	前年対比
総数	172	+30
児童買春・児童ポルノ禁止法	100	+17
児童買春	40	+6
児童ポルノ	60	+11
児童福祉法	3	+1
青少年保護育成条例	38	+1
みだらな性行為	27	+6
その他	11	-5
略取誘拐	9	-4
強制的性交等	12	+7
その他	10	+8

【学職別の状況】

- 被害児童の学職別では、中学生(49.4%)が最も多く、次いで高校生(38.4%)の順となっています。



SNSやオンラインゲームを使う子供たちが事件に巻き込まれています。犯罪者は、**優しい言葉**をかけてきたり**困りごとを助けるふり**をして、子供に近づきます。**「相談に乗るよ」「泊めてあげる」**などの言葉で子供が誘い出され、被害に遭っています。



児童虐待の対応状況

- 警察が令和4年に通告した児童数は、前年と比べて917人(7.6%)増加しました。

【児童虐待の状況】

区分	通告児童数	身体的虐待	性的虐待	怠慢又は拒否	心理的虐待
令和4年	12,942	2,448	21	1,182	9,291
令和3年	12,025	2,230	23	996	8,776



児童相談所も虐待対応ダイヤルを開設しています。

「虐待かも」と思ったらすぐに、**児童相談所虐待対応ダイヤル 189 (いちばやく) 番へ!!**

■ こんなときには110番!! ■

- 児童の身体に不自然なアザや火傷などがみられる
- 夜間、家に保護者がおらず乳幼児だけが残されている
- 大声をあげたり、児童に暴力を振るっている様子が見られる など

~やめようと言えぬ友だち たからもの~

令和4年度少年非行防止等標語コンクール 大阪府教育委員会教育長賞作品



~「ごめん」より「ありがとう」に包まれたい~

令和4年度少年非行防止等標語コンクール 大阪府警察本部長賞作品